

## 中土佐町地域おこし協力隊（団体委託型）受入事業者 募集要項

### 1 趣旨

中土佐町では、これまでも地域おこし協力隊制度を活用し、地域外の人材の誘致を図るとともに、その定住・定着に向けた取組を行ってきました。

町では今後も地域おこし協力隊制度を「地域活性化」と「移住・定住」の両面を促進するための有効な手段として活用するため、隊員の更なる受入れを進めています。

町はこれまで、あらかじめ具体的なプロジェクトを掲げ、目的や活動内容を示した上で隊員を募集してきましたが、今般、新たに「団体委託型」として、自ら提案した地域おこし活動に隊員と共同で取り組む意欲のある企業や団体等（以下「受入事業者」という。）を募集します。

今回は、令和8年度に活動を開始する隊員の受入れを想定したものとなります。

### 2 応募要件

受入事業者への応募に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 町内に本店、支店、営業所、活動拠点を置く法人又は町内に住所を置く個人事業主であること。

※ 応募時点で(1)の要件を満たしていない場合は、隊員の募集開始時までには要件を満たすことを条件として、応募要件を満たしているものとみなします。

- (2) 隊員を、事業を運営するための単なる補充人材ではなく、新たな取組や挑戦のために必要な「担い手候補者」として雇用すること。
- (3) 隊員の活動内容、研修内容に責任を持ち、隊員に対して必要な技術や知識を提供する意志を有していること。
- (4) 隊員の町内での生活を支援するための対策を講ずること。
- (5) 隊員の任期終了後、雇用の継続や独立の支援など、サポートを継続する意志を有していること。
- (6) 運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (7) 町税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行う事業者でないこと。
- (11) 政治活動団体及び宗教活動団体でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係性を有していないこと。

### 3 団体委託型の仕組み

#### (1) 受入事業者・隊員・町の関係

ア 受入事業者と隊員は、雇用契約を締結します。

イ 受入事業者と町は、委託契約を締結します。

ウ 町は、隊員を委嘱します。

#### (2) 受入事業者・隊員・町のそれぞれの役割

##### ア 受入事業者

(a) 町による隊員の募集を支援すること。

(b) 町と協議した上で、隊員と共同で活動計画書を作成し、町に提出すること。

(c) 自ら提案した活動に、隊員を単なる補充人材ではなく「担い手候補者」として従事させるとともに、隊員に対して必要な知識や技術を提供すること。

(d) 隊員と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績報告書を作成し、町に提出すること。

(e) 隊員と共同で1年に一度実績報告書を作成し、町に提出すること。

(f) 雇用契約に基づいて、隊員に対して報酬を支払うとともに、消耗品費や旅費などの活動費を支出して隊員との共同活動に必要な環境を整備すること。

(g) 隊員の町内での生活を支援すること。

(h) 隊員の任期終了後の定住・定着を支援すること。

##### イ 隊員

(a) 町と協議した上で、受入事業者と共同で活動計画書を作成すること。

(b) 活動計画書に基づいて、受入事業者が提案した地域おこし活動に従事すること。

(c) 活動計画書に基づいて、定住・定着に向けた活動に取り組むこと。

(d) 受入事業者と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成すること。

(e) 受入事業者と共同で1年に一度実績報告書を作成すること。

(f) 隊員活動の公表及び周知に努めること。

##### ウ 町

(a) 隊員を募集すること。

(b) 委託契約に基づいて、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受入事業者に支払うこと。

(c) 受入事業者と隊員による活動計画書の作成を支援すること。

(d) 隊員活動の公表及び周知を支援すること。

#### (3) 財政支援

町から受入事業者に支払う委託料は、隊員1人当たり年額金5,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。報償費上限3,500,000円、活動費上限2,000,000円）を上限とします。

#### 4 スケジュール

| 内 容              | 時 期                 |
|------------------|---------------------|
| 受入事業者の募集開始       | 令和 7 年 8 月 28 日（木）  |
| 応募書類の提出期限        | 令和 7 年 9 月 30 日（火）  |
| 受入計画の審査・受入事業者の決定 | 令和 7 年 10 月中旬       |
| 隊員募集に向けた調整等      | 令和 7 年 11 月上旬       |
| 隊員の募集開始予定日（※）    | 令和 7 年 11 月 22 日（土） |
| 隊員の募集終了日         | 令和 9 年 3 月 31 日（水）  |

※ 新年度予算の成立を前提とした条件付き募集となります。

※ これ以降のスケジュールは、隊員の応募状況により随時対応します。

#### 5 応募手続

##### (1) 提出書類

ア 中土佐町地域おこし協力隊受入事業者申込書（様式第 1 号）

イ 事業計画提案書（様式第 2 号）

ウ 隊員受入計画書（様式第 3 号）

エ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類

オ 直近の決算書等、財務状況が分かる書類

カ 隊員の労働条件を記載した書類

##### (2) 提出部数

各 1 部

##### (3) 提出方法

中土佐町役場まちづくり課に直接または電子メールによる提出

##### (4) 提出期限

令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時必着

※ 提出先に直接提出する場合、受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までで、土・日曜日及び祝日は受付しません。

#### 6 受入事業者の選定

##### (1) 選定方法

ア 提出書類により、応募要件の具備のほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援の内容などを確認します。

イ 担当者によるヒアリングを行います。

ウ 担当課が実施する審査会により、受入事業者を選定します。

※ 選定の過程で、提出書類の修正を求める場合があります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

受入事業者の決定後、応募者への直接通知および町ホームページへの公表を行います。

## 7 その他

(1) 提出書類は返却しません。

(提出書類は、受入事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 受入事業者を選定後、本募集要項に定める応募要件を満たさなくなった場合は、受入事業者の資格を取り消します。

(4) 隊員の受入れは、令和 8 年度中土佐町一般会計予算の成立を前提としており、予算の状況によっては、契約を締結しないことや内容等に変更が生じることがあります。

(5) 財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。

(6) 隊員の活動期間は、原則 1 年以内とし、3 年を限度として期間を更新することができます。財政支援の期間も同様となります。

## 8 提出先・問合せ先

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1

中土佐町まちづくり課 地域おこし協力隊担当：岩瀬

電話番号：0889-52-2365 メールアドレス：machi@town.nakatosa.lg.jp